

2025年12月26日

内国アクティブ運用型E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名

O n e E T F 日本国債 3 - 7 年

(コード : 4 9 4 A)

管理会社名

アセットマネジメント One 株式会社

代表者名 代表取締役社長 杉原 規之

問合せ先 商品戦略部

T E L . 0 3 - 6 7 7 4 - 5 2 1 6

1. 運用方針の概要

【基本方針】

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

【運用方法】

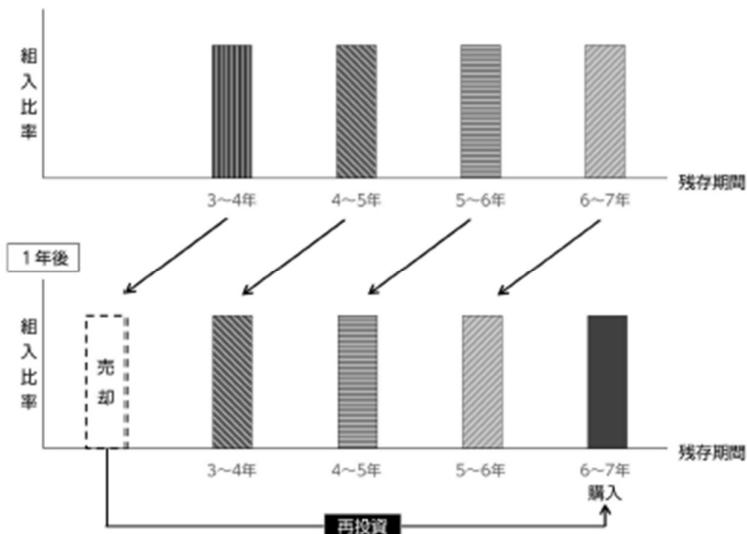
(1) 投資対象

日本国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

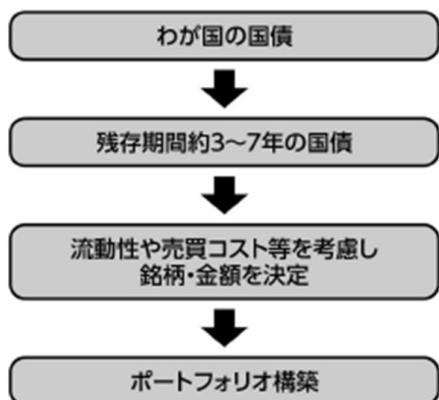
- ① 主として日本国債に投資を行います。
- ② 原則として、残存期間が約 3~7 年の債券を投資対象とし、残存年限毎の投資金額が同額程度となることをめざします。ただし、債券発行状況等により一時的に残存年限毎の投資金額が同額程度にならない場合があります。
- ③ 債券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<当ファンドにおけるラダー型運用のイメージ(例)>



*上記は当ファンドにおけるラダー型運用の例を示したイメージ図であり、実際の状況とは異なる場合があります。

<運用プロセス>



【投資制限】

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10 %未満とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。
- ④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10 %、合計で 20 %以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社

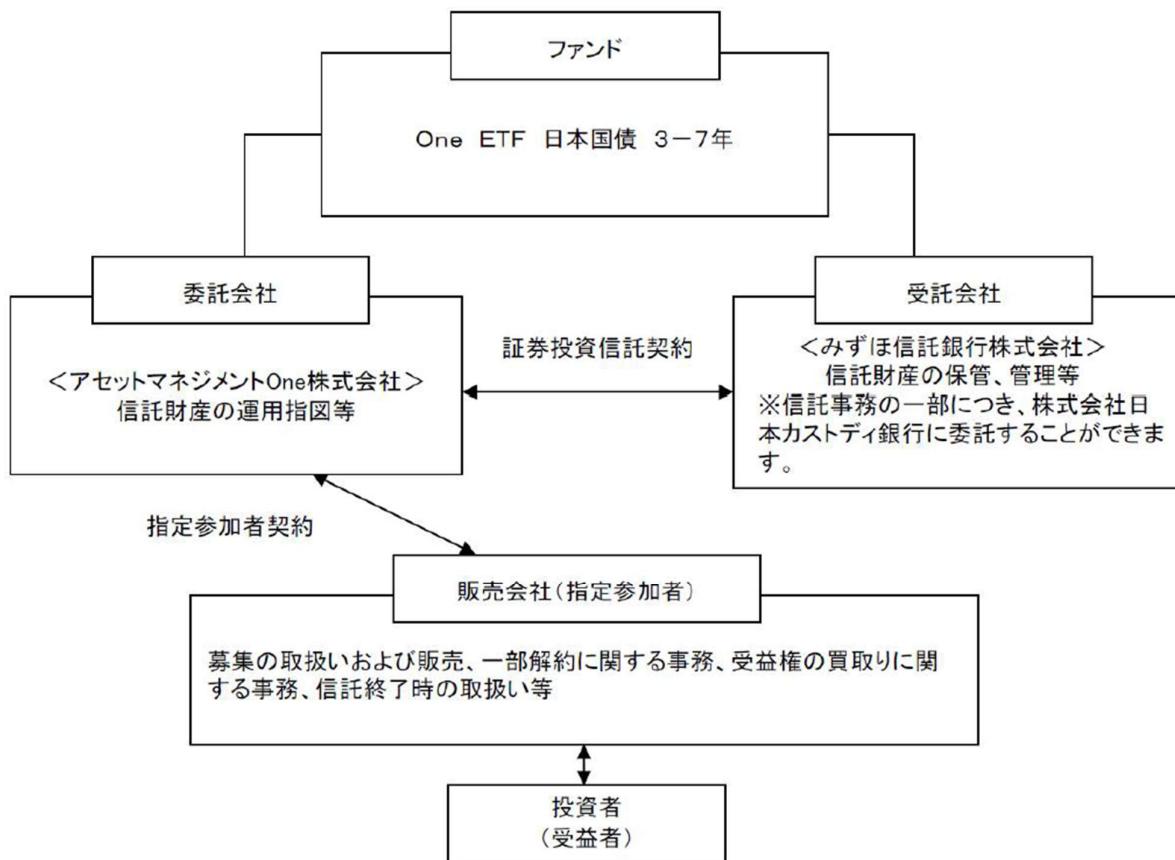
団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ① 分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ② 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

【ファンドの仕組み】



2. 投資リスク

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

○金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあります。基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受け付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。損失を被る可能性を排除できるものではありません。

○当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託契約締結日より5年を経過した日以降において受益権口数が100万口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○委託会社は、信託期間中において、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させます。なお、この場合には、その廃止された日に信託を終了（繰上償還）するための手続きを開始するものとします。

○注意事項

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

3. 想定投資者属性

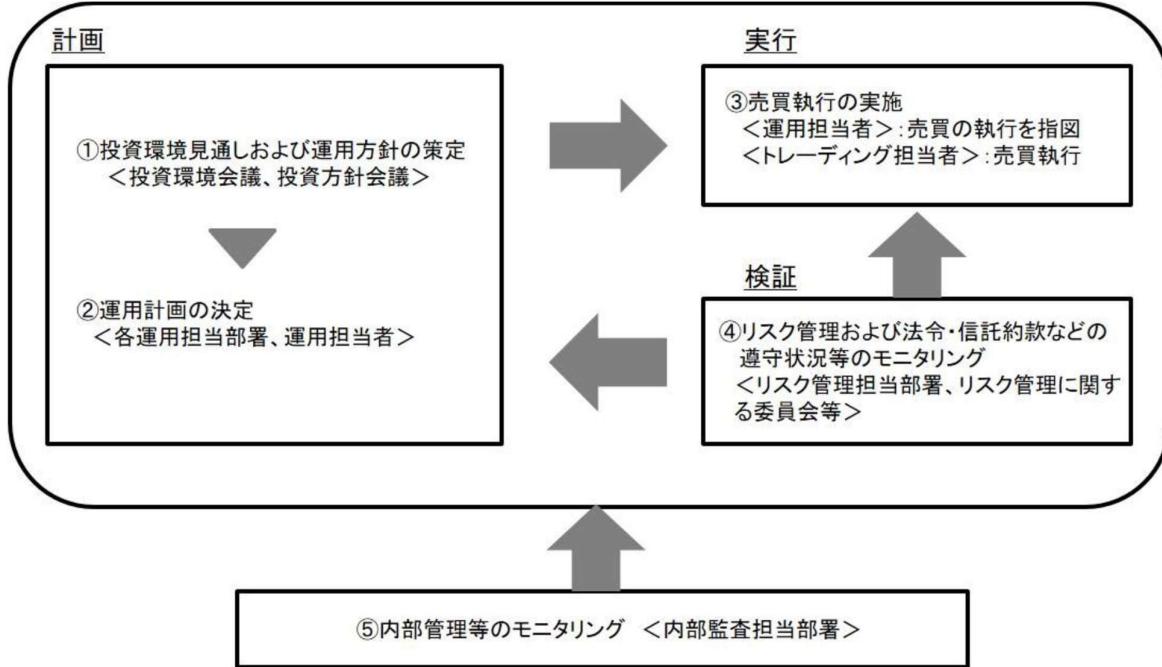
この商品は、中長期での資産形成を目的とし、この商品の運用方針に則した収益を求め、元本割れリスクを許容する方を主な購入層として念頭においています。投資にあたっては、当ファンドの商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型E T Fの以下の点にご留意ください。

- ・アクティブ運用型E T Fが、従来のE T Fとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ・ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
- ・管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブN A V）については、E T Fの適正価格に常に一致するというわけではないこと

4. 管理会社の運用体制の状況

(1) 組織図及び各組織の業務の概略

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

投資信託約款や法令諸規則に基づく運用の適正性の確認、および利益相反取引や売買執行に関する遵守状況について、運用リスク管理部が運用部門から独立した立場で定期的に事後モニタリングを実施しています。システムによるコンプライアンスチェックを通じて基準に抵触する事象を検知した場合、運用担当者に照会し、要因や今後の対応方針について回答を求めます。また、必要に応じて基準を遵守するための適切な対応を依頼します。これらの管理状況は、運用評価委員会に報告されています。運用評価委員会は、運用パフォーマンス評価（運用改善策の協議・検証を含む）等に関する事項を報告・議論すること目的に、運用リスク管理部担当

役員であるリスク管理本部長を委員長として、他本部長および副本部長のほか社長・常任監査等委員も出席し、運用リスク管理部を事務局として四半期ごとに開催しております。パフォーマンス不振ファンドについては、パフォーマンス改善策をファンスマネジャー含む運用部門が策定し、その進捗状況を運用評価委員会にて1年間モニタリングを継続することとしております。

⑥ 内部管理等のモニタリング

リーガル・コンプライアンス部などが他本部・部署との利益相反を排除し、客観性を保持すべく、現業を担う他本部・部署からの組織上の独立性を確保しております。受託者責任を果たすため、遵守すべき諸規範の社内指導・啓蒙、それら諸規範の遵守状況のチェック、コンプライアンスに関する個別案件の対応、内部通報等の対応窓口、コンプライアンス委員会の運営等を分掌しております。コンプライアンス委員会は、経営政策委員会の1つとして、受託者責任の観点から経営倫理に則った業務運営がなされているかを確認し、これらに関わる方針・対策に関し審議・調整、所管部署から必要な報告を受けることを目的として開催しております。リーガル・コンプライアンス部担当役員であるリスク管理本部長を委員長、他本部長全員およびリスク管理本部・企画本部の副本部長を委員、リーガル・コンプライアンス部を事務局として四半期ごとに開催しており、経営レベルでのコンプライアンスに対する強力なコミットメントが確保されております。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年10月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 運用責任者等に関する説明

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

運用責任者：運用本部長 運用経験年数30年以上

(3) 管理会社の運用実績

国内債券アクティブファンド（公募投信）の運用実績は以下の通りです。（2025年10月末時点）

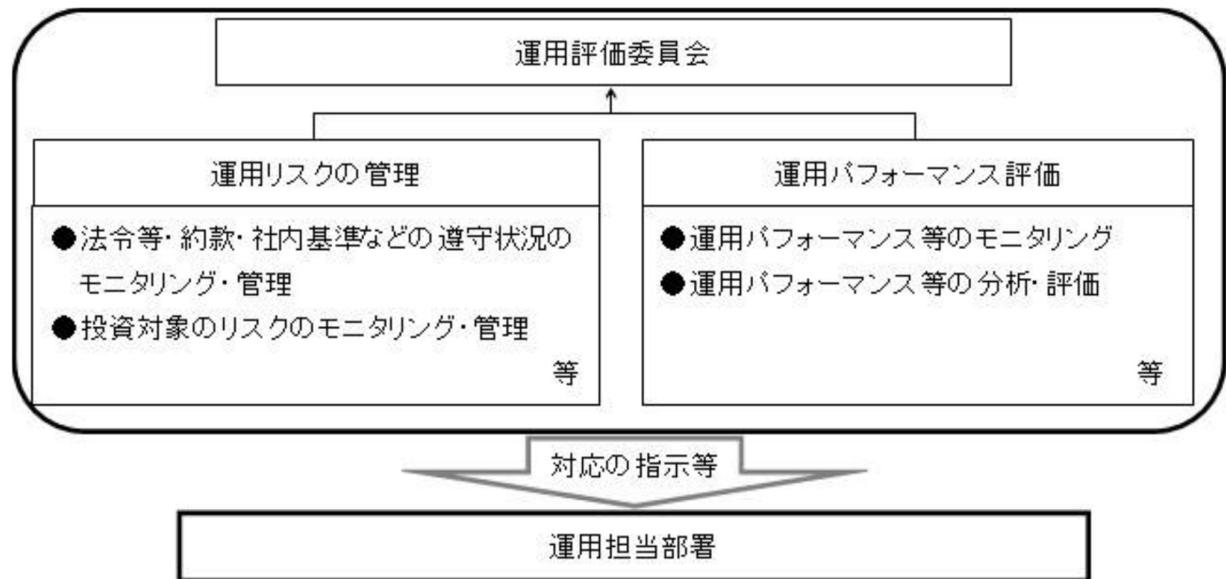
ファンド数：46本

純資産総額：約2,844億円

(4) 内部管理体制の整備状況

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年10月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5) コンプライアンス体制の整備状況

上記“(1) 組織図及び各組織の業務の概略”を参照。

5. ポートフォリオ情報の提供方法

「ポートフォリオ情報」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。日々、売買立会開始前までに確定した内容を提供いたします。

One E T F 専用サイト

https://www.am-one.co.jp/pickup/etf/?utm_source=pickup&utm_medium=banner&utm_campaign=oneetf

以上

1. 金融商品の目的・機能

日本国債を主要投資対象とし、原則として、残存期間が約3～7年の債券を投資対象とし、残存年限毎の投資金額が同額程度となることをめざした運用を行うことで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

2. 損失が生じるリスクの内容

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

○金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあります。基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす要因となります。

3. 管理会社が想定する購入層

当ファンドは、中長期的な資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容できる投資家を想定しております。

投資にあたっては、当ファンドの商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型E T Fの以下の点にご留意ください。

- ・アクティブ運用型E T Fが、従来のE T Fとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ・ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
- ・管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブN A V）については、E T Fの適正価格に常に一致するというわけではないこと

4. 顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

委託会社に関する「プロダクトガバナンスへの取り組み」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「プロダクトガバナンスへの取り組み」

<https://www.am-one.co.jp/company/product-governance/>